

1 安全衛生優良企業公表制度について

(1) 安全衛生優良企業公表制度の概要

「安全衛生優良企業公表制度」は、働く方々の労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を、厚生労働省が認定・企業名を公表し、このことにより認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。認定された企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。

本制度については、平成27年6月1日より、申請の受付を開始します



(2) 安全衛生優良企業とは

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことをいいます。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、安全・健康で働きやすい職場づくりについて積極的な取組を行っていることが求められます。

認定の有効期間は、3年間です。

また、安全衛生優良企業として認定された企業のみが使用できるシンボルマークが設けられています。



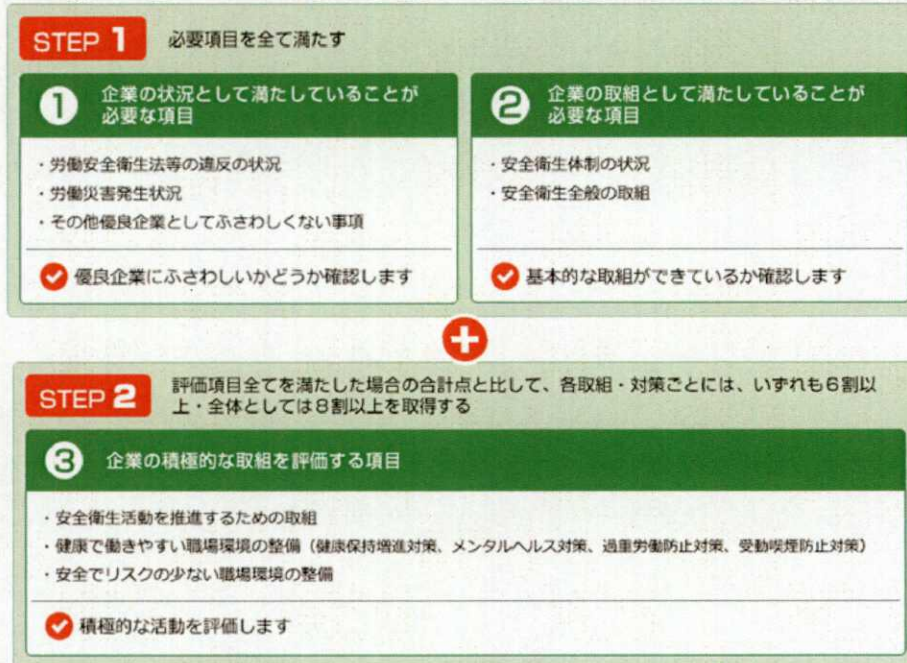
(認定対象となる企業の範囲など)

○すべての業種の企業です。

○認定の単位は企業単位とします。ここで企業とは、会社法等に定められる法人、協同組合、個人商店等をいいます。いわゆる子会社、構内の協力会社は含まれません※。また、企業の一部だけを切り出した建築現場や支店の単位での認定はできません。(※一部の認定基準の項目において、現場や構内の協力会社の状況を核にするものがあります。)

(3) 安全衛生優良企業の認定基準について

安全衛生優良企業として認定されるための評価項目は、優良企業として必ず満たしていなければならない項目（STEP 1の①と②）と、企業の積極的な取組を評価する項目（STEP 2の③）に分かれています。各評価項目の詳細は、後述の解説をご覧ください。



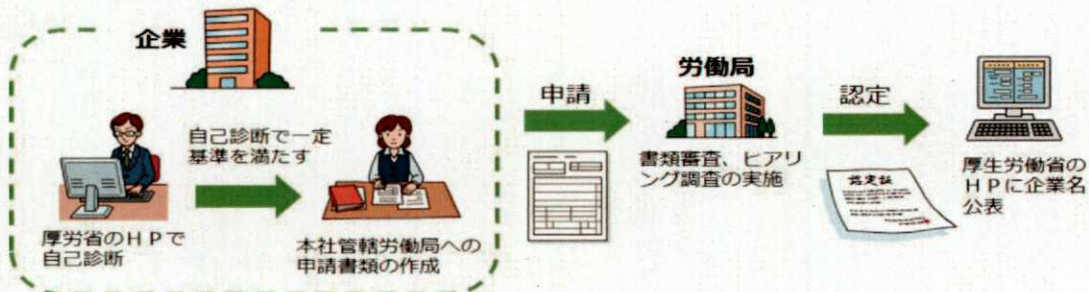
(4) 申請の手続き

平成 27 年 6 月 1 日から安全衛生優良企業の認定申請の受付を開始します。申請を希望する企業は、まず自己診断サイトで自社の安全衛生の取組レベルを自己診断します。

(自己診断サイト)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

自己診断の結果、安全衛生優良企業の認定基準を満たしている場合には、認定申請することができるので、各項目を満たしていることを示す確認書類を添付し、本社を管轄する都道府県労働局（健康安全主務課）へ申請します。申請の手続きは、平成 27 年 3 月 20 日基発 0320 第 2 号「安全衛生優良企業公表制度の運営について」に記載されています。



(参考) 安全衛生に関する優良企業の評価公表制度創設の背景

○第12次労働災害防止計画(平成25年2月25日公示)

4 重点施策ごとの具体的取組

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

a 労働環境水準の指標化

- ・労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。
- ・快適職場調査(ソフト面)チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。

b 労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

○労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)(抜粋)

2 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

(1) 安全衛生水準の高い企業の評価・公表

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業の自主的な取組を促進し、労働者の安全や健康に対する社会全体の意識を高めていく必要がある。

(対策の方向性)

ア 企業の安全衛生水準を国が客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入することが適当である。また、高い評価を得た企業に対する優遇措置を設けることが適当である。

イ 仕組みを導入するに当たっては、国は評価方法について専門家の意見を十分に聴くとともに、業種ごとの安全衛生水準の状況や、中小規模事業場の状況を十分に勘案するべきである。